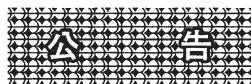


- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 上原猿久保線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市横和字砂田552番の4地先から 佐久市横和字砂田549番の4地先まで	旧	m 10.2~10.4	km 0.1991
同上	新	m 10.2~10.4 13.1~14.1	km 0.1991 0.2156

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年9月20日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくら育英会

3 代表者の氏名

半田 孝淳

4 主たる事務所の所在地

上田市手塚1065番地

5 定款に記載された目的

この法人は、上小地域の通信制高等学校及び定時制高等学校に在籍し、勉学の意欲を有しながら経済的理由により、就学が困難である者の修学の奨励および学費の負担の軽減を図るために学業支援金として奨学金を授与することを目的とする。

N P O活動推進課

長野県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年10月4日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年9月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 上原猿久保線
 2 供用を開始する区間（延長 215.6メートル）
 佐久市横和字砂田552番の4地先から
 佐久市横和字砂田549番の4地先まで
 3 供用を開始する期日 平成19年9月20日

道路管理課

公告

技術専門校の平成20年度の訓練生を次のとおり募集します。

平成19年9月20日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

募集人員は次のとおりとし、そのうち各訓練職種につき各技術専門校長が別に定める員数（募集人員の50パーセントを上限とします。）は、推薦入校試験による募集人員とします。

名称及び所在地	訓練課程	訓練職種（訓練科）	訓練期間	入校時期	募集人員
長野県長野技術専門校 長野市篠ノ井布施五明755-2 (〒388-8011) 電話 026 (292) 2341	普通	機械加工科 電気工事科 製版科 木造建築科	1年	4月	20 20 20 20
長野県松本技術専門校 松本市寿北7-16-1 (〒399-0011) 電話 0263 (58) 3158	普通	電気工事科 自動車整備科 木造建築科 冷凍空調設備科	2年	4月	20 20 20 20
長野県岡谷技術専門校 岡谷市神明町2-1-36 (〒394-0004) 電話 0266 (22) 2165	普通	コンピュータ制御科 自動車整備科	1年 2年	4月	10 20
	短期	機械制御科	6月	4月	10
		電子制御科	6月	10月	10
長野県飯田技術専門校 飯田市松尾明7508-3 (〒395-0823) 電話 0265 (22) 1067	普通	自動車整備科 木造建築科	2年 1年	4月	20 20
長野県伊那技術専門校 上伊那郡南箕輪村8304-190 (〒399-4511) 電話 0265 (72) 2464	普通	木工科 木造建築科 メカトロニクス科 システム設計科	1年 1年 2年 2年	4月	20 20 20 20
	短期	機械科	6月	4月	5
				10月	5
長野県佐久技術専門校 佐久市高柳346-4 (〒385-0042) 電話 0267 (62) 0549	普通	機械加工科 機械製図科 コンピュータ制御科	1年	4月	10 10 10
	短期	N C 機械システム科	6月	4月	10
				10月	10
		C A D / C A M システム科	6月	4月	10
				10月	10
	短期	コンピュータシステム科	6月	4月	10
				10月	10
長野県上松技術専門校 木曽郡上松町大字小川3540 (〒399-5607) 電話 0264 (52) 3330	普通	木工科 木材工芸科	1年	4月	30 10

2 一般入校試験

(1) 出願資格

ア 普通課程

次のいずれかに該当する者（平成20年3月卒業見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者

(4) (7)に規定する者と同等以上の学力を有すると認められる者

イ 短期課程

職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者

(2) 出願手続

ア 提出書類

入校願及び調査書（新規学卒者に限ります。）

イ 入校審査料（普通課程に限ります。）

入校審査料（2,200円）は、長野県収入証紙により納付してください（入校願にはって、消印はしないでください。）。

ウ 受付期間

受付期間は次のとおりとし、郵送による場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(7) 普通課程（長野県上松技術専門校木材工芸科を除く。）

平成19年10月29日（月）から11月12日（月）まで

(4) 長野県上松技術専門校木材工芸科及び短期課程

平成20年1月4日（金）から1月18日（金）まで

エ 提出先

入校しようとする技術専門校又は公共職業安定所（新規学卒者を除きます。）

オ 受験票の交付

(7) 入校願を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入校者の選考

ア 方法

(7) 学力検査（普通課程に限ります。）

国語（国語I（古文及び漢文を除きます。））及び数学（数学I）

(4) 職業適性検査

(ウ) 人物考査

イ 期日

(7) 普通課程（長野県上松技術専門校木材工芸科を除く。）

平成19年11月26日（月）

(4) 長野県上松技術専門校木材工芸科及び短期課程

平成20年1月28日（月）

ウ 場所

入校しようとする技術専門校

(4) 合格者の発表

合格者の発表は次のとおりとし、選考を行った技術専門校に掲示して行うほか、合格者に通知します。

ア 普通課程（長野県上松技術専門校木材工芸科を除く。）

平成19年12月4日（火）

イ 長野県上松技術専門校木材工芸科及び短期課程

平成20年2月7日（木）

3 推薦入校試験（高等学校長の推薦による選考）

(1) 出願資格

高等学校長の推薦があり、かつ、次の条件のすべてに該当する者

ア 長野県在住で、高等学校を平成19年度に卒業又は卒業見込みの者

イ 技術・技能者を目指し、入校意思が強い者

ウ 人物が優れている者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入校願及び調査書

(4) 推薦書（高等学校長が作成し、封印したもの）

- イ 入校審査料
2 の(2)のイのとおり
- ウ 受付期間
平成19年9月26日（水）から10月10日（水）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付けます。）
- エ 提出先
入校しようとする技術専門校
- オ 受験票の交付
2 の(2)のオのとおり
- (3) 入校者の選考
ア 方法
(7) 職業適性検査
(4) 人物考査
- イ 期日及び場所
(7) 期日 平成19年10月19日（金）
(4) 場所 入校しようとする技術専門校
- (4) 入校者の発表
平成19年10月26日（金）に、選考を行った技術専門校に掲示するほか、合格者に通知します。なお、推薦入校試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入校試験に出願することができます。
- 4 その他
- (1) 入校願等の用紙の請求及び出願についての問い合わせは、技術専門校又は公共職業安定所に行ってください。郵便により入校願等の用紙を請求する場合は、入校しようとする技術専門校に問い合わせてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。
- (3) 入試予定者が定員に満たなかった場合は、一般入校選考による第2次募集を行うことがあります。

雇用・人材育成課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年9月20日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

大町市常盤字野田、字橋爪、字吹山、字山ノ神、字上原、字小松林、字片平、字ノタクチ、字川相、字砥沢巾、字花見山、字三島、字大川除、字菅沢、字片原、字中川原、字大岩、字大高見、字竹原、字金山、字神明原、字カリウラ、字揚口、字マセガキ、字西原、字割山、字土場、字実地原、字北嵐、字城山、字ワシ岩、字内ノ皮、字若山ノ神、字大洞、字光石、字小洞、字桐山及び字新城山

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県大町建設事務所及び大町市役所

4 縦覧期間

自 平成19年9月20日

至 平成19年10月4日

都市計画課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成19年9月20日

長野県知事 村井 仁

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

北佐久郡軽井沢町大字長倉字小谷ヶ沢2139-1532

(2) 建築主氏名

株式会社フジテレビジョン

代表取締役社長 豊田 皓

(3) 用途地域

第一種低層住居専用地域

(4) 敷地面積

11,773.94平方メートル

(5) 主要用途

保養所

(6) 構造及び階数

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建て

(7) 工事種別

増築

(8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	223.96m ²	841.43m ²	1,065.39m ²
延べ面積	204.60m ²	1,412.93m ²	1,617.53m ²

(9) 建ぺい率 9.04パーセント 容積率 13.73パーセント

2 日時 平成19年9月27日(火) 午後2時00分から

3 場所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

公告

伊那市による中島開田地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年9月20日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年9月21から10月22日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

公告

平成19年9月12日、東筑摩郡筑北村による筑北地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成19年9月20日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月20日

長野県佐久地方事務所長 木曾茂

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度県営住宅東小諸団地外5団地消防用設備等点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備等の点検
- (3) 履行期間
平成19年10月22日から平成20年3月14日まで
- (4) 履行場所
小諸市甲1574-1

県営住宅東小諸団地外5団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。
- (5) 長野県内に本社を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字跡部65-1

長野県佐久地方事務所 建築課

電話 0267(63)3159(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成19年10月15日(月) 午後2時
 - イ 場所 長野県佐久合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。

4 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年10月9日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

5 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

6 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

7 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月20日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

角膜内皮細胞撮影装置 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成19年11月30日

(4) 納入場所

長野県立木曽病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院 事務局総務係

電話 0264 (22) 2703 内線 2213

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月1日 午後2時

イ 場所 長野県立木曽病院 2階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年9月20日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 落札に係る調達產品等の種類及び数量

長野県立須坂病院で使用する電気

予定使用電力量 4,600,000kWh

契約電力 1,000kW

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県立須坂病院

(2) 所在地 須坂市大字須坂1332

3 落札を決定した日

平成19年8月24日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 中部電力株式会社 長野支店

(2) 所在地 長野市柳町18番地

5 落札金額

62,689,455円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

- 7 入札公告を行った日
平成19年 7月12日

県立病院課

一般競争入札

- 7 入札公告を行った日
平成19年 7月12日

県立病院課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年 9月20日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

- 1 落札に係る調達產品等の種類及び数量
長野県立木曽病院（介護老人保健施設は除く。）で使用する電気
予定使用電力量 3,891,000kWh
契約電力 770kW
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県立木曽病院
(2) 所在地 木曽郡木曽町福島6613-4
- 3 落札者を決定した日
平成19年 8月28日
- 4 落札者の名称及び住所
(1) 名 称 中部電力株式会社 長野支店
(2) 住 所 長野市柳町18番地
- 5 落札金額
52,521,398円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成19年 7月12日

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 9月20日

長野県南佐久建設事務所長 塩 入 邦 寿

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務
平成19年度県単羽黒山2号トンネル非常用設備点検業務委託
(2) 役務の特質
入札説明書とのおりです。
(3) 履行期間
契約の日から60日間
(4) 履行場所
主要地方道川上佐久線 佐久穂町大字平林他
(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4) 過去10年以内に同種の設備点検業務の履行実績を有する者であること。
(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
佐久市臼田2015
長野県南佐久建設事務所 総務課
電話 0267 (82) 3101
4 入札手続等
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年 9月20日

長野県立こども病院長 宮 坂 勝 之

- 1 落札に係る調達產品等の種類及び数量
長野県立こども病院（南棟及び北棟をいう。）で使用する電気
予定使用電力量 8,134,000kWh
契約電力 1,600kW
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県立こども病院
(2) 所在地 安曇野市豊科3100
- 3 落札者を決定した日
平成19年 8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 中部電力株式会社 長野支店
(2) 住 所 長野市柳町18番地
- 5 落札金額
91,331,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続

- ア 日時 平成19年10月4日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月20日

長野県上田建設事務所長 飯島 昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
ダムの取水放流設備保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成20年2月29日まで
- (4) 履行場所
東御市和 金原ダム
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

- 金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年以内に同種のダム放流設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市材木町1-2-6
長野県上田建設事務所 総務課
電話 0268(25)7162
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年10月4日(木) 午後2時
イ 場所 長野県上田合同庁舎 601、602号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月20日

長野県上田建設事務所長 飯島 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

内村ダムコンピュータ、テレメータ及び多重無線等設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年2月29日まで

(4) 履行場所

上田市鹿教湯温泉 内村ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去10年以内に同種のダム通信設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(25)7161

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月4日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601、602号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月20日

長野県伊那建設事務所長 山浦直人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度 県単ダム放流警報設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から100日間

(4) 履行場所

上伊那郡箕輪町 箕輪ダム

上伊那郡辰野町 横川ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年間に同種の設備点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市伊那3497

長野県伊那建設事務所 総務課

電話 0265(76)6846

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月2日(火) 午後2時30分

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月28日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月20日

長野県松本建設事務所長 松下泰見

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの電気設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月21日まで

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が履行場所ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去5年以内に同種の電気設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263(40)1961

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表とのおり

イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年10月4日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

履行場所	入札及び開札の日時	等級区分
塩尻市奈良井 奈良井ダム	平成19年10月12日 午後1時30分	A、B又はC
東筑摩郡筑北村 小仁熊ダム 東筑摩郡麻績村 北山ダム 松本市中川 水上ダム	平成19年10月12日 午後1時40分	A又はB

河川課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」といいます。)を次のとおり行います。

平成19年9月20日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。)第4条に規定す

る1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限りません。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限りません。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限りません。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」といいます。)の交付を受けている者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限りません。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成19年11月5日(月)から11月14日(水)まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	平成19年11月15日(木)から11月22日(木)まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成19年11月26日(月)から12月3日(月)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成19年12月4日(火)から12月11日(火)まで	

(2) 場所

長野市岡田町30-20 サンパルテ山王

3 受講定員

各40人(定員になり次第、受付を締め切ります。)

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成19年10月9日(火)

法第2条第1項第2号の警備業務	平成19年10月15日(月)
法第2条第1項第3号の警備業務	平成19年10月29日(月)
法第2条第1項第4号の警備業務	平成19年11月6日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真(受講申込書に貼付)1枚

(イ) 1の(1)に該当する者にあっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)

(ウ) 1の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(エ) 1の(3)に該当する警備員にあっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 1の(4)に該当する者にあっては、1級の旧検定合格証の写し

(カ) 1の(5)に該当する警備員にあっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(キ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

イ 提出期間

警備業務の区分	提 出 期 間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成19年10月22日(月)から10月26日(金)まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成19年10月29日(月)から11月2日(金)まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成19年11月12日(月)から11月16日(金)まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成19年11月19日(月)から11月22日(木)まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 47,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 38,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 38,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 34,000円

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてく

ださい。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課